

【農地法第 5 条届出添付書類】

①届出書 押印不要

②案内図（該当地を赤線にて表示）

③公図の写し（該当地を赤線にて表示）

④土地の登記（全部）事項証明書（法務局で発行したもの）

※インターネットで取得できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可

⑤賃借権等が設定されている農地は法 1 8 条の規定による解約等の許可があったことを証する書面

⑥委任状（第三者の代理人に申請手続きを委任している場合、譲受人・譲渡人双方からの委任状を添付。譲受人・譲渡人どちらか一方が申請手続きを実施する場合はもう一方からの委任状を添付。） 要押印

※1 譲渡人の現在の住所・氏名と土地の登記（全部）事項証明書の住所・氏名が異なる場合は住民票・戸籍の附票等（住所・氏名の経過がわかるもの）を添付・・・各 1 部

※2 共有名義の土地で譲渡人以外に共有者がいる場合は譲渡人以外の共有者からの農地転用に関する同意書（要押印）を添付・・・各 1 部

※3 土地区画整理事業施行区域内の場合・・・各 1 部
①仮換地指定証明 ②仮換地図

※4 一筆の一部を転用する場合は地積測量図を添付（ただし、所有権移転の場合は分筆後に申請）・・・2 部

※5 相続登記が終わっていない場合・・・各 1 部
①相続関係説明図 ②除（戸）籍謄本
③遺産分割協議書又は相続人全員からの同意書
（②は出生から死亡までの連続した被相続人及び法定相続人の戸籍謄本等）
（法務局発行の法定相続情報一覧図がある場合は①、②は省略可能）

※6 埋立てを伴う転用の場合・・・各 1 部
①埋立事業計画書 ②断面図・平面図

①～⑥の書類は各 1 部提出

《記載例》

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

（宛先）野田市農業委員会会長

令和 年 月 日

①共有名義の場合は持分を記入
（例）千葉 一郎 持分2分の1
千葉 花子 持分2分の1
②法人の場合は「代表取締役〇〇」まで記入

→ 譲受人氏名

千葉 一郎
野田 次郎

押印不要

→ 譲渡人氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

1 当事者の氏名 住所，職業	当事者の別	氏 名			住 所				
	譲受人	千葉 一郎			野田市鶴奉7番地の1				
	譲渡人	野田 次郎			野田市中野台168番地				
2 土地の所在， 地番，地目 及び面積並び に所有者及び 耕作者の氏名 住所	土地の所在	地番	地 目 登記簿 現況	面積	土地所有者		耕作者		
					氏名	住所	氏名	住所	
	野田市鶴奉 字庚申塚	7番2	畑	264	野田次郎	野田市 中野台168	野田次郎	野田市 中野台168	
		以下余白							
計 264 m ² （田 m ² 畑 264 m ² 採草放牧地 m ² ）									
3 権利を設定， 移転しようと する契約の 内容	権利の種類		権利の設定 移転の別		権利の設定 移転の時期		権利の 存続期間		その他
	所有権		移転		受理通知後		永久		売買
4 転用計画	転用の目的	住宅用地							
	転用の時期	工事着工時期		令和4年10月10日					
		工事完了時期		令和4年12月31日					
	転用の目的に係る事業又は 施設の概要			専用住宅 1棟（1階65.00㎡、2階50.00㎡） 取水：上水道、排水：公共下水道					
5 転用すること によって生ず る付近の農 地、作物等の 被害の防除施 設の概要	周囲を塀で囲む								

（記載要領）

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が 2 人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届け出書の 1 及び 2 の欄には、「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び別紙 2 のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

＜届出をするにあたっての注意事項＞

- 住所については住民票、氏名については戸籍簿、土地については土地の登記（全部）事項証明書に書いてあるとおりの字体を使用してください。
- 原本還付をご希望の場合は、原本と写しの両方をお持ち下さい。
- 証明書等は発行から 3 ヶ月以内のもの。（登記情報が最新のものに限る）
- 申請内容により、この他にも必要に応じて添付書類をお願いすることもあります。また、不足書類があれば受付をしない場合もあります。
- 記入はすべて消えないボールペンで記入すること。